資　料　編

川口市総合計画策定条例

平成27年３月12日
条例第９号

(趣旨)

第１条　この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るために本市が策定する総合計画について、その策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　基本構想　本市が目指すべき将来像及びその実現に向けて取り組む施策の方向性を定める基本的な構想をいう。

(2)　基本計画　基本構想を実現するための施策を体系的に定める計画をいう。

(3)　実施計画　基本計画における施策を実現するために実施する具体的な事業を定める計画をいう。

(総合計画の構造)

第３条　本市の総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。

(川口市総合計画審議会への諮問)

第４条　市長は、基本構想の策定若しくは変更又は基本計画の策定若しくは改定（計画の全面的な変更をいう。以下同じ。）をするに当たっては、第８条に規定する川口市総合計画審議会に諮問するものとする。

２　市長は、基本計画の一部を変更するに当たっては、必要に応じ、川口市総合計画審議会に諮問することができるものとする。

(議会の議決)

第５条　市長は、審議会の答申を受け、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第６条　市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画と他の計画との整合)

第７条　個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(川口市総合計画審議会の設置)

第８条　総合計画策定の円滑な推進を図ることを目的として、川口市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の所掌事務)

第９条　審議会は、第４条の規定による諮問に応じ、基本構想の策定若しくは変更又は基本計画の策定、改定若しくは変更に関する重要事項について調査審議する。

２　審議会は、前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第10条　審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(審議会の委員)

第11条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　市民

(2)　市内の民間団体から選出された者

(3)　知識経験者

(4)　学識経験者

(5)　その他市長が特に必要と認める者

２　委員の任期は、委嘱の日から審議会が第９条第１項の諮問に対して最終的な答申を行う日までとする。

(審議会の会長及び副会長)
第12条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2　会長は、審議会の会務を総理する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(審議会の会議)
第13条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(審議会の会議における関係者の出席及び資料の提出)
第14条　審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。
(審議会の幹事)
第15条　市長は、市の職員のうちから審議会の幹事を任命し、審議会の求めに応じ、審議会の所掌事務について会長、副会長及び委員の補佐をさせることができる。
(審議会の庶務)
第16条　審議会の庶務は、企画財政部において処理する。
(委任)
第17条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
(施行期日)
1　この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(川口市総合計画審議会設置条例の廃止)
2　川口市総合計画審議会設置条例（昭和42年条例第54号）は、廃止する。
(経過措置)
3　この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の川口市総合計画審議会設置条例の規定により設置されている川口市総合計画審議会（以下「審議会」という。）は、第8条の規定により設置されたものとみなす。
4　この条例の施行の際現に審議会の委員である者、会長及び副会長である者並びに幹事である者は、第11条第1項の規定により委嘱され、第12条第1項の規定により互選され、又は第15条の規定により任命されたものとみなす。
5　この条例の施行の際現に市長が審議会にしている諮問は、第4条第1項の規定によりされたものとみなす。

川口市総合計画審議会委員名簿

任　期：令和２年２月28日（金）から令和３年３月31日（水）

役職	氏名	団体等
会長	児玉洋介	川口商工会議所名誉会頭
副会長	金井利之	東京大学大学院教授
委員	箕輪允智	東洋大学准教授
委員	奥富精一	川口市議会総務常任委員会委員長
委員	浅羽理恵	特定非営利活動法人川口市民環境会議
委員	飯塚元一	川口商工会議所
委員	石川義明	川口鋳物工業協同組合
委員	大熊登美夫	元弥平１丁目町会長
委員	大谷富夫	川口市民生委員・児童委員協議会
委員	岡村睦美	川口市文化芸術審議会委員
委員	小林博武	元本町小学校校長
委員	小松君恵	㈱コマーム取締役会長
委員	鈴木尹宏	鳩ヶ谷商工会
委員	武井美親	グラウンドワーク川口
委員	寺山樹生	川口市造園業協会
委員	富田龍一郎	川口商工会議所青年部
委員	吉田幸市	川口市消防団
委員	渡辺幸男	川口歯科医師会
委員	笠倉真澄	公募市民
委員	小林湖津江	公募市民

諮問・答申

川企発第１４０号
令和２年２月２８日

川口市総合計画審議会会長　様

川口市長　奥ノ木　信夫

第５次川口市総合計画後期基本計画について（諮問）

川口市総合計画策定条例（平成２７年条例第９号）第４条の規定に基づき、第５次川口市総合計画後期基本計画について、貴審議会に諮問します。

令和３年１月２９日

川口市長
奥ノ木　信夫　様

川口市総合計画審議会
会長　児玉洋介

第５次川口市総合計画後期基本計画について（答申）

令和２年２月２８日付け、川企発第１４０号で諮問のありました第５次川口市総合計画後期基本計画について、当審議会で慎重なる審議を重ねた結果、別冊を内容とした、第５次川口市総合計画後期基本計画案をもって答申します。

審議会会議風景

審議会会長から市長へ答申

川口市総合計画策定委員会等設置規則

昭和59年５月４日
規則第31号

(設置)
第１条　総合計画策定の計画的かつ円滑な推進を図るため、川口市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
(委員会の所掌事務)
第２条　委員会は、次に掲げる事項について審議する。
(1)　総合計画の策定及び総合調整に関すること。
(2)　その他総合計画の策定に関し必要と認めること。
(委員会の組織)
第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
２　委員長は、企画財政部に関する事務を担任する副市長をもって充てる。
３　副委員長は、前項に規定する副市長以外の副市長をもって充てる。
４　委員は、別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。
(職務及びその代行)
第４条　委員長は、委員会の会務を総理する。
２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(委員会の会議)
第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
２　委員長が必要があると認めたときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
(総合計画策定委員会幹事会)
第６条　委員会のもとに総合計画策定委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
２　幹事会の会議は、全体会議及び専門部会とする。
(幹事会の所掌事務)
第７条　幹事会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を審議する。
(1)　幹事会全体会議　専門部会別計画素案の調整及び総合計画の原案の策定に関すること。
(2)　幹事会専門部会　専門部会別計画素案の策定に関すること。
(幹事会全体会議)
第８条　幹事会全体会議は、別表第２に掲げる職にある者をもって構成する。
２　幹事会全体会議に座長を置き、政策審議室長をもって充てる。
３　幹事会全体会議は、座長が招集する。
４　座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する職員がその職務を代理する。
(幹事会専門部会)
第９条　幹事会専門部会の名称は、別表第３の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表右欄に掲げる職にある者及び担当政策審議員をもって構成する。
２　幹事会専門部会に部会長を置き、担当政策審議員をもって充てる。
３　幹事会専門部会は、部会長が招集する。
(策定主任)
第10条　幹事会のもとに策定主任を置く。
２　策定主任は、職員のうちから座長が指名する。
３　策定主任の職務は、総合計画を策定するための資料収集及び次条に規定する庶務担当部門との連絡調整に関することとする。
(委員会及び幹事会の庶務)
第11条　委員会及び幹事会の庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

（その他）
第12条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
（平成31年規則14・一部改正）
附則（略）

別表第１（第３条関係）

教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員、会計管理者、市長事務部局の部（これに相当する室を含む。以下同じ。）の長、政策審議監、技監、医療センター事務局長、上下水道局の部の長、消防長、教育局の部の長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、議会事務局長及び理事

別表第２（第８条関係）

市長事務部局の部（企画財政部を除く。）において部内の連絡調整を担当する課の長、市長室政策審議室長、企画財政部財政課長、会計課長、医療センター事務局病院総務課長、上下水道局の部において部内の連絡調整を担当する課の長、消防局消防総務課長、教育局の部において部内の連絡調整を担当する課の長、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長、農業委員会事務局長、議会事務局議会総務課長及び各政策審議員

注
１　市長事務部局の部（企画財政部を除く。）及び教育局の部に審議監が置かれている場合は、当該部（市長事務部局の部にあっては、部に相当する室を含む。以下同じ。）内の連絡調整を担当する課の長に代わり、当該部の審議監（当該部に審議監が２人以上置かれている場合は、あらかじめ当該部の長が指名する審議監）とする。
２　企画財政部審議監が置かれている場合は、同審議監（企画財政部審議監が２人以上置かれている場合は、あらかじめ企画財政部長が指名する審議監）を加える。

別表第３（第９条関係）

専門部会	幹事
総務部会	市長室、総務部、危機管理部、理財部及び市民生活部において部内の連絡調整を担当する課の長、企画財政部財政課長、消防局消防総務課長その他部会長が必要と認める者
福祉環境部会	福祉部、子ども部、保健部及び環境部において部内の連絡調整を担当する課の長、医療センター事務局病院総務課長その他部会長が必要と認める者
経済文教部会	経済部内の連絡調整を担当する課の長、教育局の部において部内の連絡調整を担当する課の長その他部会長が必要と認める者
建設部会	建設部、都市計画部及び都市整備部において部内の連絡調整を担当する課の長、上下水道局の部において部内の連絡調整を担当する課の長その他部会長が必要と認める者

注　市長事務部局の部（企画財政部を除く。）及び教育局の部に審議監が置かれている場合は、当該部内の連絡調整を担当する課の長に代わり、当該部の審議監（当該部に審議監が２人以上置かれている場合は、あらかじめ当該部の長が指名する審議監）とする。

策定の経過

年月日	内　容
令和元年　7月31日～8月23日	地域アンケート（231町会・自治会）
令和元年　9月18日～9月30日	高校生アンケート（440名）
令和元年 11月1日～12月2日	川口市総合計画審議会委員の公募（2名）
令和元年 12月16日	市役所部長職アンケート
令和元年 12月9日～12月20日	団体・企業アンケート（22団体・企業）
令和元年 12月10日～12月26日	子育て世帯アンケート（22名）
令和元年 12月10日～12月26日	外国籍市民アンケート（23名）
令和2年　2月28日	第1回川口市総合計画審議会（川口駅前市民ホール フレンディア） 市長から第5次川口市総合計画後期基本計画について諮問
令和2年　3月26日	第1回川口市総合計画策定委員会幹事会
令和2年　5月13日	第1回川口市総合計画策定委員会
令和2年　6月1日～6月22日	総合計画のための市民意識調査
令和2年　7月7日	第2回川口市総合計画審議会（川口市役所第一本庁舎6階 601大会議室）
令和2年　7月21日	第3回川口市総合計画審議会（川口市役所第一本庁舎6階 601大会議室）
令和2年　8月21日	第4回川口市総合計画審議会（川口駅前市民ホール フレンディア）
令和2年 10月1日	第5回川口市総合計画審議会（川口駅前市民ホール フレンディア）
令和2年 10月14日	第6回川口市総合計画審議会（書面）
令和2年 11月9日	第7回川口市総合計画審議会（川口市役所第一本庁舎6階 601大会議室）
令和2年 12月7日	第8回川口市総合計画審議会（書面）
令和3年　1月15日	第9回川口市総合計画審議会（書面）
令和3年　1月29日	市長へ第5次川口市総合計画後期基本計画について答申（会長）
令和3年　4月1日	第5次川口市総合計画後期基本計画がスタート

川口市自治基本条例

平成21年３月26日
条例第６号

目　次

前文
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　市民等（第７条―第10条）
第３章　市政運営
　第１節　市政運営の原則（第11条―第14条）
　第２節　議会（第15条・第16条）
　第３節　行政運営（第17条―第29条）
　第４節　市民投票（第30条）
　第５節　国及び他の地方公共団体との連携並びに国際交流（第31条）
第４章　最高規範（第32条・第33条）
附則

私たちのまち川口市は、荒川や芝川などの水辺空間と安行台地に広がる豊かな緑地を有する、水と緑の自然空間に古くから恵まれたまちです。

この環境を生かして育まれた鋳物産業と植木産業は、江戸時代中期の舟運の発達によってさらに発展し、これらにかかわる伝統的技術は、その後も時代を越えて脈々と引き継がれています。特に鋳物産業の歩みと共に、木型や機械などの関連産業の集積も進み、そこに働く職人などによって、ものづくりに対するこだわり、「川口かたぎ（職人気質）」という文化が生まれ、「キューポラのある街」としてその名が知られるようになりました。

しかしながら、都市化の進展や、昭和40年代後半からの度重なる経済不況により、鋳物をはじめとする地場産業の経営環境は厳しさを増し、転廃業する工場が出てくるようになりました。その結果、首都東京に隣接していることから工場跡地にはマンションが次々と建設され、人口増加が続き、まちの景観や様子が大きく変わりました。

我が国の社会経済状況の変化は、核家族化や生活様式の多様化をもたらし、地域における連帯意識の希薄化が懸念されてきています。一方、本市では、町会、自治会等を中心とした地域コミュニティ活動が早くから盛んであり、地域の伝統文化を大事に守ってきました。さらに近年では、ボランティア活動など各種市民活動への取り組みが進んできています。

私たちは、先人がつくり守り続けてきた伝統や文化を引き継ぎながら、今日の川口を知り、将来の川口を見据え、すべての人が安心して幸せに暮らすことができ、「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と実感できる「ふるさと川口」の実現に向けて、世代を超え、お互いを尊重し合い、協力してまちづくりに取り組まなければなりません。

そこで、地方分権の進展に伴い、私たちの手によって私たちの思い描くまちづくりができるようになりつつある今、個性豊かな地域社会を築くためには、私たち市民の多様な価値観を適切に市政に反映させる仕組みづくりが必要となります。

ここに、私たち市民が市政の主人公であることをすべての基本に置き、私たちから信託された議会、議員及び市長、そして、その他執行機関がそれぞれの役割に基づき、その責任を果たし、公平かつ誠実に市政運営を行い、私たちが幸せに暮らせる地域社会を実現するため、本市の最高規範として、この条例を制定します。

第１章　総則

(目的)

第１条　この条例は、市民の役割及び権利、市の役割及び責務並びに市政の運営に関する基本的な事項を定めることにより、本市における自治を実現することを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　市民　市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動する者（法人を除く。）をいう。

⑵　市　議会及び市長その他の執行機関をいう。

⑶　自治　市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことをいう。

(市民の役割)

第３条　市民は、自治を実現するために、主権者として自ら、自治の主体としての自覚を持ち、市政に参加するよう努めるものとする。

(市の役割)

第４条　市は、自治を実現するために、主権者である市民の信託を受けて、市政を運営しなければならない。

(市民と市の協働)

第５条　市民は、自治を実現するために、市と協働することができる。

２　市は、市民から協働を求められたときは、これに対し当該市民と誠実に協議するものとする。

３　協働を推進するために必要な事項は、別に条例で定める。

(危機管理)

第６条　市民及び市は、自然災害、人的災害等の危機発生に備えて、危機管理体制を整備し、訓練を進めるものとする。

第２章　市民等

(市民の市政参加に関する権利)

第７条　市民は、市政の運営に対して、自ら意見を表明し市政に参加する権利を有する。

２　市民は、市政の運営に関する情報を知る権利を有する。

３　市民は、市政への関心又は参加の程度にかかわらず、市政の運営において公平かつ誠実な扱いを受ける権利を有する。

４　市民は、前３項に規定する権利を濫用してはならず、常に自治の実現のために行使するものであることを認識しなければならない。

５　市民の市政への参加のために必要な事項は、別に条例で定める。

(市民の互助)

第８条　市民は、互いに助け合い、自治を実現するものとする。この場合において、市民は、互いの権利及び利益を尊重しなければならない。

(地縁による団体及び市民団体による活動)

第９条　市民は、町会、自治会等の地縁による団体及び自主的に形成された市民団体による活動を通じて自治を実現することができる。

２　市民及び市は、前項に規定する地縁による団体及び市民団体を、自治を実現する担い手として尊重しなければならない。

(事業者の役割)

第10条　事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、自治の実現に寄与するよう努めるものとする。

第３章　市政運営

第１節　市政運営の原則

（市民の意思の反映）

第11条　市は、市政の運営に市民の意思を反映するよう努めなければならない。

（情報の公開及び提供）

第12条　市は、市政の運営に関する説明責任を果たすため、市政の運営に関する情報を広く公開するとともに、これを積極的に提供するよう努めなければならない。

（個人情報の保護）

第13条　市は、その保有する情報の取扱いに当たって、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めなければならない。

（公平かつ誠実な市政の運営）

第14条　市は、市政の運営において、市民に公平かつ誠実に対応しなければならない。

第２節　議会

（議会及び議員の役割及び責務）

第15条　議会は、市民の意思が市政の運営に反映されるよう、議案を審議し、議決しなければならない。

２　議会及び議員は、市民の意思が市政の運営に反映されるように政策を立案するよう努めなければならない。

３　議会は、市民の意思が市政の運営に反映されているかを調査し、監視しなければならない。

（開かれた議会）

第16条　議会は、原則としてすべての会議及び委員会を公開し、これらの結果を、速やかに、かつ、分かりやすく公表しなければならない。

２　議会及び議員は、市民の市政への参加を推進するため、市民の意見を聴取し、その意思の把握に努めるものとする。

第３節　行政運営

（市長の役割及び責務）

第17条　市長は、自治を実現するため、市民の意思が市政に反映されるよう公平かつ誠実に行政運営に当たらなければならない。

（市長その他の執行機関の役割及び責務）

第18条　市長その他の執行機関は、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない。

第19条　市長その他の執行機関は、市政に関する重要な事項について、説明会、懇談会、パブリック・コメント手続、アンケート調査その他の効果的な方法により、市民の意見を聴取し、市民の意思の把握に努めるとともに、当該市民の意思を行政運営に反映させるよう努めなければならない。

２　市長その他の執行機関は、市民から市政に対する意見が提出されたときは、これを尊重するとともに、これに誠実に対応しなければならない。

３　市長その他の執行機関は、前２項の規定に基づき市民から表明された意見については、これに対する考え方及びその対応の結果を公表するよう努めなければならない。

（附属機関等の委員の公募）

第20条　市長その他の執行機関は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、可能な限り市民から公募しなければならない。

（意思決定手続の透明化）

第21条　市長その他の執行機関は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、その意思決定の手続を明確にしなければならない。

(行政組織)
第22条　市長その他の執行機関は、その組織を、市民の視点に立った、効率的で、かつ、事務の執行に当たって責任の所在が明確となるものに整備するとともに、その見直しに努めなければならない。
第23条　市長その他の任命権者は、適切に職員を配置し、これを指揮監督しなければならない。
2　市長その他の任命権者は、職員が市民の視点に立った政策の立案及び効率的な事務の執行ができるよう職場環境を整備し、職員の意欲及び能力の向上を図るよう努めなければならない。
(職員の責務)
第24条　職員は、職務に必要な知識、技能等の向上を図り、自ら市民の一員であることを認識し、自治を実現するために公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。
(財政運営等)
第25条　市長は、健全な財政運営に努めなければならない。
2　市長は、財政状況に関する情報、予算の編成及び執行に関する情報並びに将来の財政の見通しを、市民に分かりやすく公表しなければならない。
(行政評価)
第26条 市長その他の執行機関は、市民の意思を反映した効率的かつ効果的な行政運営を進めるため、定期的かつ客観的に政策等の成果及び達成度を評価しなければならない。
2　市長その他の執行機関は、前項の規定による評価の結果を、市民に分かりやすく公表しなければならない。
(監査)
第27条　市は、監査委員制度のほか、必要に応じ、外部監査制度その他の監査に関する制度の整備を進めるものとする。
2　監査の結果に関する報告は、その結果に至った理由とともに、市民に分かりやすく公表するものとする。
(公平かつ誠実な行政運営の確保)
第28条　市は、第26条第1項及び前条第1項に規定するもののほか、公平かつ誠実な行政運営を確保するために特に必要があると認めるときは、市政オンブズマンその他の行政運営の監視及び改善を図るための制度を設けることができる。
(公益通報)
第29条　市長その他の執行機関は、公益通報があったときは、通報者が不利益を受けないよう最大限の配慮をしなければならない。

第4節　市民投票

(市民投票)
第30条　市長は、市内に住所を有する市民若しくは議会から請求があったとき、又は自ら必要があると判断したときは、市政に関する特に重要な事項について市民の意思を確認するため、市民投票を実施する。
2　市は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
3　市民投票に付することができる事項、市民投票を請求する場合の要件、投票権を有する者の資格、投票及び開票の方法その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第5節　国及び他の地方公共団体との連携並びに国際交流

(国及び他の地方公共団体との連携並びに国際交流)
第31条　市は、広域的な視点から、国又は全国若しくは近隣の地方公共団体と共通する課題に対して、これらと対等な立場で相互に連携し協力するよう努めなければならない。
2　市は、平和、人権、環境、資源等の地球的規模の諸問題に関し、国際社会に果たすべき役割を認識して、広く国際交流に努めるものとする。

第４章　最高規範

（最高規範）

第32条　この条例は、本市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用、総合計画等の策定及び運用その他市政の運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重してこの条例との整合を図らなければならない。

２　議員、市長及び職員は、法令を遵守するとともに、この条例が本市の最高規範であることを認識した上で、その理念に基づき高い倫理観を持って職務を遂行しなければならない。

（運用推進委員会）

第33条　この条例の運用状況について検討し、市長にその改善のための提言を行うため、川口市自治基本条例運用推進委員会（以下「運用推進委員会」という。）を置く。

２　市長は、前項の提言を受けたときは、これを市民に公表するとともに、これを尊重し、広く市民の意見を聴いた上で、この条例の改正その他の必要な措置を講じなければならない。

３　前２項に定めるもののほか、運用推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

附　則

この条例は、平成21年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第33条の規定　平成22年１月１日までの間において規則で定める日
（平成21年規則第48号で平成21年10月１日から施行）

⑵　第５条第３項及び第７条第５項の規定　平成24年４月１日までの間において規則で定める日
（平成24年規則第７号で平成24年４月１日から施行）

⑶　第30条の規定　平成25年４月１日までの間において規則で定める日
（平成25年規則第６号で平成25年４月１日から施行）

用語解説

用語	説明	掲載ページ
あ		
RPA	Robotic Process Automationの略称。ロボットによる業務自動化のこと。	16,90,91
IoT	Internet of Thingsの略称。「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すこと。	16
あいサポート運動	誰もが、さまざまな障害の特性、障害のある人が困っていること、障害のある人への必要な配慮などを理解して、障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することで、障害のある人が暮らしやすい社会をみんなで一緒につくっていくことを目的とした運動。	43
ICT	Information and Communication Technologyの略称。情報通信技術。情報や通信にかかる技術の総称。特に情報通信によるコミュニケーションの重要性を強調するため、ITと区別して使われることが多い。	22,49,57,90,91
赤山城跡	【県旧跡】赤山陣屋敷址とも呼ばれる。元和4年（1618年）頃に幕府代官伊奈半十郎忠治が築造し、寛政4年（1792年）に伊奈氏が改易されるまで在地支配の拠点として機能してきた陣屋。総面積は77ha、敷地内には陣屋の中核をなす本丸、二の丸のほか、山王三社、山王沼新田、家臣屋敷地、菩提寺である源長寺などが配されている。	64,65,112,113
アセットマネジメント	資産管理。将来にわたって事業経営を安定的に継続するため、中長期的な更新需要や財源の見通しを把握し、効果的かつ効率的に施設を管理・運営すること。	81
新しい生活様式	新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防するために実践する生活様式。具体的には、人と身体的距離をとることにより接触を減らすこと、マスクをすること、こまめな手洗いをすること等である。	17
い		
イイナパーク川口（赤山歴史自然公園）	地域特性を踏まえ、「広域的な集客性に配慮した『水と緑のオアシス空間』の創出」をテーマに、「自然環境や歴史文化遺産を活用した、地域の振興や都市農業の活性化にも資する公園」を方針として、首都高速川口線川口PAの北側に整備事業を進めている公園。	3,4,10,18,30,65,68,69,77,112,113,117
イチリンソウ	一般に山裾の草地に生育するキンポウゲ科イチリンソウ属の多年性草本で、高さ18～25cm、1枚の葉と直径4cm位の白色の梅花に似た花を1個付ける。市では、安行赤堀用水路沿い斜面林保全緑地の一角に自生地があり、平成14年3月22日に市指定天然記念物に指定された。4月中旬から下旬の開花期にあわせ一輪草祭が開かれ、市民に開放されている。埼玉県の準絶滅危惧種にもなっている希少な植物である。	116,117

用　語	説　明	掲載ページ
インキュベートオフィス	新規事業の立ち上げに伴う会社経営・運営のサポートサービスを兼ね備えた賃貸オフィスのこと。SKIP シティでは、映像関連のベンチャー企業やデジタルシネマ制作者が利用できる貸オフィスを提供している。	3

え

AI	Artificial Intelligence の略称。人工知能。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した、当該機能の活用に関する技術のこと。	16,90,91
液状化	地震によって、地面の土などが固体の性質から液体としての性質を持つこと。	81
SNS	Social Networking Service の略称。Web 上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。	49
SDGs（持続可能な開発目標）	Sustainable Development Goals の略称。「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現をめざす世界共通の目標のこと。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられ、2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。	16,28
江戸袋の獅子舞	【市無形民俗文化財】旧江戸袋村に江戸時代初期から伝えられ、春4月、秋 10 月のそれぞれ第2日曜日に、氷川神社境内を中心に悪魔祓い、五穀豊穣、氏子繁盛を祈願して実施されている三頭立獅子舞。	110,111
M&A	Mergers and Acquisitions の略称。企業の合併と買収を指す。企業の合併・買収だけでなく、提携まで含める場合もある。	57
延焼遮断帯	市街地の延焼を阻止するため、広い幅員を有する道路、河川、公園、鉄道等とそれらの沿線に建つ不燃化された建築物により形成される帯状の不燃空間。	78,79

お

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン	2019 年6月に、金融･世界経済に関する首脳会合（G20）大阪サミットで共有された世界共通のビジョン。2050 年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロまで削減することをめざすもの。	16
おやこの遊びひろば	遊び場の提供・子育て相談・情報交換の場を全公民館で開催し、保育士や地域のボランティアが、子どもを見守る事業。概ね3歳までの子とその保護者を対象としている。	38
温室効果ガス	太陽からのエネルギーで暖められた地表面が発する赤外線を吸収・再放出することにより温室効果をもたらす気体の総称であり、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがこれにあたる。	10,14,19,70,71,93,98

か

花き	観賞の用に供される植物。具体的には、切り花、鉢もの、花木類、球根類、花壇用苗もの、芝類、地被植物類をいう。	2,62,63

用語解説

用　語	説　明	掲載ページ
学校運営協議会	学校と地域住民等がともに知恵を出し合い、力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みのこと。	49
学校応援団	学校における学習活動、安全・安心確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	48,49
川口市協働推進条例	川口市自治基本条例第５条第３項の規定に基づき、川口市における協働の基本理念、協働を推進するための原則、市民等及び市の役割その他の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、市政の主権者である市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的として定められたもの。	4
川口市自治基本条例	平成 21 年４月１日に施行された本市の最高規範であり、自治の基本原則や基本理念、行政の基本ルールなどを規定した条例。住民自治の基本理念や自治体経営の基本原則などを盛り込むとともに、市民、議会、行政の責務、役割を明確にしたもの。	4,23,25,88
川口市市民参加条例	川口市自治基本条例第７条第５項の規定に基づき、市民の市政への参加のための基本的な事項を定めることにより、市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加する権利を保障し、市政の主権者である市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的として定められたもの。	4
川口市市民投票条例	川口市自治基本条例第 30 条第３項の規定に基づき、市政に係る重要事項について市民の意思を反映させるため、市民投票の実施について具体的な手続きを明記したもの。	4
川口市町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例	市民が地域社会において、相互に支え合い、安心して快適に暮らせる良好な地域社会の実現に寄与することを目的として平成 30 年９月に施行されたもの。	2
川口若者ゆめワーク	川口駅西口駅前に開設されている就職支援施設。１階に市の「セミナールーム」、ハローワーク川口の出先機関「ハローワークプラザ川口」と「ハローワーク川口駅前庁舎」、３階に県の「若者自立支援センター埼玉」が設置されている。	56,57
関係人口	その地域に居住している「定住人口」でもなく、観光などで訪れた「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人の数。	17,18
関連条例	川口市協働推進条例（平成 24 年４月１日施行）、川口市市民参加条例（平成 24 年４月１日施行）、川口市市民投票条例（平成 25 年４月１日施行）の３条例であり、それぞれについては別途用語解説あり。	88

き

GIGA スクール構想	１人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現し、これまでの我が国の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目的とする構想のこと。	49

用　語	説　明	掲載ページ
木曽呂の富士塚	【国重要有形民俗文化財】寛政 12 年（1800 年）に富士講の一派、丸参講の信者蓮見知重の発願により富士山を模して築造された。高さは 5.4m、直径約 20m で、塚全体が盛土で築かれている。関東地方にみられる富士塚の中でも古い築造であり、特に埼玉県下のものでは最も古い。	64,112,113
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育のこと。	47
旧田中家住宅	【国重要文化財（建造物）】大正時代に建設された県下有数の本格的洋風住宅。大正 10 年（1921 年）に上棟した煉瓦造三階建の洋館、昭和９年（1934 年）に増築された和館のほか、文庫蔵（旧仕込倉）、茶室、池泉回遊式庭園、煉瓦塀により構成されている。	4,64,65,108,109
狭あい（道路）	道路幅４メートル未満の狭い道路。	76,110,114,116,120
協働	同じ目的のために、協力してともに働くこと。市との協働の担い手として、地縁団体（町会・自治会など）、市民団体（NPO・ボランティアなど）や事業者（個人・法人など）等が位置付けられている。また協働を推進するために必要な事項は「川口市協働推進条例」に規定されている。	2,6,12,14,17,23,25,28,33,41,49,79,88,89,95,99
緊急輸送道路	災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、地震直後から発生する避難者への緊急物資の輸送等を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及び幹線道路と防災拠点を相互に連絡する道路。	78
く		
クリーン推進員制度	町会及び自治会の会長から推薦された市民の中から、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量等に熱意と識見を有する者を川口市クリーン推進員として委嘱し、本市の施策への協力その他の活動を行う制度。	73
グローバル化	情報通信技術の進展、交通手段の発達、市場の開放等により、国と国を分けている隔たりや障壁が小さくなること。	18,46,52,58
け		
経営計画	中長期的な視点から、経営基盤の強化を図ることにより、安定的な事業経営の継続を可能とするための計画。水道事業については「アクアプラン川口 21 ～第３次川口市水道ビジョン～」、下水道事業については「川口市公共下水道事業経営戦略」を指す。	81,94
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額に、地方税、普通交付税等の毎年度経常的に収入される一般財源収入が、どの程度充当されているかをみるもので、高ければ高いほど、その地方公共団体は臨時の財政需要や市民ニーズなどに対応した事業の実施が難しくなる。	91,99

用語解説

用　語	説　明	掲載ページ
下水道処理人口普及率	行政区域内の総人口に占める下水道を使用できる区域内の人口の割合。	80,81,98
下水道接続率	下水道を使用できる区域内の人口のうち、下水道に接続している（実際に使用している）人口の割合。	81

こ

光化学オキシダント	窒素酸化物や炭化水素類等の物質が、紫外線による化学反応で生成される強酸化性物質の総称。風が弱く、気温が高くよく晴れたときに、高濃度になる傾向にあり、この状態を光化学スモッグといい、目や呼吸器系に刺激を与えるなどの健康被害を引き起こすおそれがある。	70,71
公共施設	第５次川口市総合計画における公共施設とは、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物を指す。具体的には、建物のほか道路・橋りょうや公園など多岐にわたる。	3,5,17,19,25,33,76,77,90,91,95,104
後発医薬品	先発医薬品の特許が切れた後に、成分や規格などが同一であるとして臨床試験などを省略して承認された医薬品のこと。ジェネリック医薬品とも呼ばれ、一般的に先発医薬品よりも安価で購入することができる。	43
交流人口	その地域に居住している「定住人口」とは異なり、観光や仕事などさまざまな理由によって、地域外からある地域を訪れる人の数。	18,65
子育てサポートプラザ	子育て中の不安や孤立感の解消を図ることを目的として、親同士が気軽に交流できる場の提供や育児サークルの登録、保育士等による子育て相談、関連施設の利用案内などの情報提供を行う施設。	38,39
子ども・子育て支援新制度	平成 24 年８月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づく制度のこと。幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める制度として平成 27 年４月にスタートした。	15
子どもの貧困	子どもが、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額を下回る所得の世帯で生活している状態。国民生活基礎調査に基づき算出した平成 30 年の日本の子どもの貧困率は 13.5%となっている。	39
コンテンツ	本来は、中身、内容などの意味を持つ英単語ではあるが、多くはテレビやインターネット、スマートフォン等のメディアを介して伝達される文字や映像などの情報のことを指す。経済産業省は、「コンテンツ産業」を映像（映画、アニメ、TV 番組）、音楽、ゲーム、書籍等の制作・流通を担う産業の総称と定義している。	65

さ

災害用マンホールトイレ	災害時、避難所において、マンホールの上に災害用仮設トイレを設け、迅速にトイレ機能を確保するもの。	81

用　語	説　明	掲載ページ
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱などの自然界に存する熱、バイオマスなどがあげられる。資源が枯渇せず繰り返し使うことができ、利用時に地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーのこと。	16,19,71
産業クラスター	特定分野における関連企業、サービス提供者、関連業界に属する企業、大学、産業団体等が地理的に集中し、共同研究や取引等によって連携している状態。	56,57
し		
シティプロモーション	物産や観光資源をはじめ地域の魅力を内外に PR することで、地域イメージのブランド化を図り交流人口・定住人口の増加や地域活性化をめざす自治体の取り組み。	9,33,65,76,77
受益者負担	公共施設の整備や公的サービスの提供に係る費用を税金で賄うのではなく、実際にサービスを利用する市民が負担をするという考え方。	19
主体的・対話的で深い学び	各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決案を考えたり、思いや考えを基に創造したりすること。	47
循環型社会	有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。	16,72,73
情報モラル	人が情報を扱ううえで求められる倫理。特に、情報機器や通信ネットワークを通じて社会や他者と情報をやり取りするにあたり、危険を回避し責任ある行動ができるようになるため身に付けるべき基本的な態度や考え方。	48,49
食品ロス	食べることができる食品が廃棄されてしまうこと。	73
新型コロナウイルス	「新型コロナウィルス（SARS-CoV-2）」はコロナウィルスのひとつ。コロナウィルスには一般の風邪の原因となるウィルスや「重症急性呼吸器症候群（SARS）」、2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウィルスが含まれる。	7,17
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	SARS-CoV-2 は、SARS や MERS の病原体と同じβコロナウィルスに分類される動物由来コロナウィルスと判明したが、宿主動物はまだわかっていない。現在はヒトーヒト感染によって流行が世界的に広がっている状況である。SARS-CoV-2 による感染症を COVID-19（感染症法では新型コロナウィルス感染症）と呼ぶ。	17,19,82,83
新興感染症	新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。	82,83
す		
スケールメリット	生産量や営業量が増加することによって効率化が図られ、製品やサービス一単位あたりの人件費や原材料費等の費用が小さくなることにより、全体として収益性が向上すること。市町村合併においては、重複する行政の組織や事務・事業がひとつに統合されるなどのメリットが考えられる。	4

用語解説

用　語	説　明	掲載ページ
ストック情報	行政サービスを実施するうえで市が持っている全ての資産や負債などの財産情報。	91
スプロール化	都市の急激な発展で無秩序な開発が行われ、市街地が虫食い状態に郊外に広がっていく現象。上下水道や交通機関といった社会資本の非効率化や都市中心部の空洞化などを招く。	110,114,116
せ		
制度融資	地方公共団体が、中小企業者や新たに事業を開始しようとする創業者などへのサポートを目的とした制度により融資を行うこと。直接融資を行うのではなく、保証機関、金融機関と協力して事業者の円滑な資金調達を支援する。	56,57
セクシュアルハラスメント	相手の意に反する性的な言動で、職場の環境を著しく悪化させたり、それを拒否した者に解雇･降格･減給など一定の不利益を与える行為。	52,53
そ		
ソーシャルメディア	ブログ、SNS、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディアの総称。利用者同士のつながりを促進するさまざまなしかけが用意されており、互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴。	88,89
ゾーン 30	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度 30 キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。川口市の要望がきっかけとなった。	78,79
た		
待機児童	保育所等の利用申請をしたが入所できなかった児童。なお、保護者が自宅周辺に保育所等があるにもかかわらず特定の保育所等のみを希望している場合、育児休業中である場合、求職活動を休止している場合などは、当該児童は待機児童にならない。	7,15,38,39,96
脱炭素社会	人間活動が発生源となる温室効果ガス排出量と吸収源等による除去量との均衡が達成された社会。	16,70
ち		
地域学校協働活動	幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして、さまざまな取り組みを組み合わせて実施する活動。	49
地域包括ケアシステム	地域の保健、医療及び福祉の関係者が連携･協力して、医療･介護･予防・生活支援・住まいについて、住民のニーズに応じた一体的なサービスを行う仕組み。	15,40

用　語	説　明	掲載ページ
地方公会計制度	一般会計、特別会計及び公営企業会計の３種類からなる国及び地方公共団体で行われている会計のこと。主に現金の流れを主眼に置き、予算の適正・確実な執行に資する現金主義・単式簿記で行われている。それに加えて、総務省の要請により、現金だけではなく、全ての資産・負債の増減、収益・費用などを記録する「発生主義・複式簿記」によっても行っており、企業会計的な手法を導入することで、地方公共団体の財務状態の透明性を高め、財政の効率化・適正化を推進するもの。	90,91
中核市	人口 20 万人以上の市のうち、地方自治法に基づいて指定を受けた市のこと。特例市に比べ、より多くの事務権限が都道府県から市に移譲され、地域の実情に合わせた効率的できめ細かなサービスを提供することができる。	5,7,19,22,28,50,51,90,91,99
中距離電車	高崎線や東海道線など首都圏と首都圏郊外を発着している普通・快速列車の俗称。第５次川口市総合計画においては、上野東京ライン及び湘南新宿ラインのことを指す。	78,79,102,103
町会相談員制度	課長補佐職以上の市職員を各町会・自治会に対し１名配置し、住民の要望を把握して市の施策に反映させるとともに、市政に関する事項を住民に連絡し、地域のコミュニティづくりの推進に寄与することを目的とした制度。	86,87
つ		
Twitter	全角 140 文字以内のテキストや画像、動画、URL を投稿できる SNS。	65,97
て		
DV	Domestic Violence の略称。配偶者（元配偶者）や恋人など親密な間柄で起こる暴力行為。	52,53
定住人口	その地域に住んでいる人の数。	18,65
低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない空き家や工場跡などといった「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低く、暫定的（一時的）に利用されている資材置場や青空駐車場などといった「低利用地」の総称。	77
適正処理困難物	物理的形状等から、市が持つ技術や設備では、適正に処理を行うことが困難な廃棄物のこと。本市では、専門業者に委託し適正処理と再資源化を図っている。	72,73
と		
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる者に対して行う保健指導。自らの健康状態を自覚し、生活習慣を自主的に改善できるよう支援することで、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を解消し、生活習慣病の発症や重症化を予防する。	37

用語解説

用　語	説　明	掲載ページ
に		
ニート	Not in Education, Employment or Training の略称。15 ～ 34 歳のうち、就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない者。	48
日光御成道	近世、徳川将軍が日光社参のときに利用した街道。本郷追分で中山道と分かれ、岩淵（東京都北区）から荒川を越え、川口（川口市）、鳩ヶ谷（川口市）、大門（さいたま市緑区）、岩槻（さいたま市岩槻区）の各宿を経て幸手宿（幸手市）付近で日光道中に合流する。	4,65,102,103,120,121
の		
農業振興事業計画	市街化調整区域の機能を維持しつつ、農業と地域の活性化を図ることを目的とし、農家レストラン等の農業振興に資する施設の設置を行おうとする者が作成する計画。	62
ノーマライゼーション	年齢・性別、障害の有無に関係なく、お互いに支え合い、誰もが同じように生活していくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。	42
は		
ハイウェイオアシス	サービスエリアやパーキングエリアに接続し、高速道路を出ることなく、公園などの潤いスペースを利用できる施設のこと。	10,68
配水管網のブロック化	給水区域を浄配水場を核にいくつかの配水区域に分割し、その分割したブロックごとに水量及び水圧を管理するシステム。ブロック化により、災害時の被害（断水やにごり水）の広域化を防ぐとともに、迅速な復旧が可能となる。	81
ハザードマップ	地震・台風・河川の氾濫などによる被害を予測し、その種類・場所・危険度などを示した地図。	83
パブリック・コメント	市の基本的な政策等の策定をする際に、事前にその案を公表して意見を募集し、それらを考慮して最終的な意思決定を行う手続きのこと。意思決定の公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参加を促進し、開かれた市政の推進に寄与することを目的としている。	89
パリ協定	2015 年 12 月に、フランス・パリで開かれた国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された、2020 年以降の地球温暖化対策を定めた国際的な枠組み。	16,70
ひ		
ヒートアイランド現象	人工物の増加、地表面のアスファルトなどによる被覆の増加、それに伴う緑地や水面の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都市部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により、ヒートアイランド（熱の島）と言われている。	19,68

用　語	説　明	掲載ページ
微小粒子状物質(PM2.5)	大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径2.5μm（1μmは1mmの1000分の1）以下の粒子のこと。非常に小さいため（毛髪の太さの30分の1程度）肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや気管支炎等の呼吸器系疾患を引き起こすおそれがある。	70,71
避難行動要支援者登録制度	災害時の避難に特に支援を必要とする高齢者や障害者等に避難情報を伝達し、速やかに安全な場所への避難誘導を行い、安否の確認を取ることができるよう、身体状況や緊急連絡先などの情報を登録し、その情報を日頃から市と地域の関係機関が共有するもの。	83

ふ

不易流行	松尾芭蕉が使った言葉で、いつの時代においても変わらない本質的なものは守りつつも、時代の変化に適応していくことが重要であるということ。	24
フォロワー	SNSにおいて特定の投稿者の投稿内容を見られるように登録した人のこと。	65,97
扶助費	社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や市が単独で行っている各種扶助に係る経費。	90
プッシュ型サービス	利用者の求めに応じてサービスを提供するのではなく、提供者側がインターネット等を利用して自動的に利用者にサービスを提供する考え方、またはそのようにして提供されるサービスのこと。	91

ほ

放課後子供教室	子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業。	49
ぼうふう	セリ科の多年草で、料亭などで刺身のつま等の日本料理に使われている食材。主に東京市場に出荷され、川口産がその大半を占めている。	112

ゆ

有収率	年間配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。	80,81,98

よ

要支援・要介護状態	要支援状態は、日常生活において支援や見守りを必要とする状態。要介護状態は、日常生活において介護を必要とする状態。要支援は1～2（2段階）、要介護は1～5（5段階）に分かれていて、1が最も支援・介護の段階が低く、数字が大きくなるにつれて支援・介護の必要度が高まっていく。	41
溶融スラグ	ごみの焼却灰等を1200℃以上の高温で溶融して生成されるガラス状の固化物のことをいい、一定の基準に適合したものは、廃棄物でなく土木・建設資材として有効利用がなされている。	73

用語解説

用　語	説　明	掲載ページ
ら		
ライフサイクルコスト	製品や建築物などの企画・開発段階から、調達、導入、保守、廃棄にいたるまでに発生する全ての費用。特に地方公共団体においては、道路・橋りょう等に対して用いられることが多い概念。これらの施設が建設されてから解体・破棄されるまでに係る総費用のことを指す。費用項目は設計費や建設費などの初期費用であるイニシャルコストと、修繕費や更新費など維持管理費であるランニングコストからなる。	5
り		
リアルタイム PCR 装置	増幅産物の有無・定量を確認しながら行える、遺伝子を増幅する装置。細菌やウイルスの検査などに用いられる。	7
リーディング校	川口市立高等学校を、川口市立小中学校を含めた学力向上の先導役として位置づけている。	4,46,47
領家の囃子と神楽	【市無形民俗文化財】毎年9月に領家の総鎮守である稲荷神社と旧前耕地地区の三十番神社の祭礼に奉納される囃子と神楽。江戸葛西囃子の流れをくむ囃子に併せ神楽が舞われる。	108,109
れ		
レファレンスサービス	何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、その情報あるいは資料を効率的に入手できるように、図書館員が援助するサービスのこと。	51
ろ		
6次産業化	一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。	62
65 歳健康寿命	埼玉県が算出した指標で、厚生労働省が示している「健康寿命」とは異なり、65 歳以上の人が要介護２以上になるまでの期間（年数）を健康寿命と定義している。例えば、80 歳で要介護２以上に認定された場合は、健康寿命は 15 年となる。	37,96
わ		
ワーク・ライフ・バランス	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や家庭、地域、自己啓発に係る個人の時間を持てる健康で豊かな生活を実現すること。	17,52

第5次川口市総合計画 後期基本計画

発　行　日／令和3年4月
企画・編集／川口市企画財政部企画経営課
発　行　者／川口市
〒 332-8601　川口市青木2丁目1番1号
TEL(048)258-1110（大代表）